

名古屋市告示第618号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和 8 年 2 月 9 日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 7 年12月23日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	四軒家一丁目第 6 号線	名古屋市守山区四軒家一丁 目1104番地先から	前	0.080	3.64 3.81	第 1 図 附 図
	B		名古屋市守山区四軒家一丁 目1202番地先まで	後	0.072	3.64 3.81	

2 道路の供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	名古屋環状線	名古屋市港区本宮町 8 丁目47番地先から 名古屋市港区築盛町 4 番地先まで	第 2 図 附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



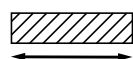
凡 例

 区域変更により廃道する部分

第 2 附図



凡 例



道路の供用を開始する部分